

理 由 書

本校の教育訓練で用いる高圧ガス充てん設備については、製造から20年が経過しており、経年劣化が著しいことから、大阪府立消防学校FM推進計画に基づいて更新するものとし、本件設備一式（定置式空気充てん機等の製作及び据付設置、法令に基づく申請及び届出、保安教育の実施、既設設備の撤去等）の更新業務を行うものである。

本件業務にあたっては、高圧ガスを使用した設備であり、安全に使用できるよう高度な専門的知識や技術を有すことはもとより、(1)当該納入等の実績を有することに加え、(2)当該設備の使用環境等を踏まえた仕様等に精通した業者であって、特殊仕様であるから、(3)本校での使用に適合した納入等が可能な業者に発注する必要がある。また、定置式空気充てん機の選定にあたっては、(1)既存の空気充てん室に据付設置できること、(2)現行の定置式及び移動式の充てん性能以上を確保することを所要条件として調査することとした。

この調査の結果、府内消防本部における豊富な納入等の実績を有し、かつ、当該設備の使用環境を踏まえた仕様にも精通していることに加え、本校の定置式空気充てん設備の保守点検を継続して受託しており、本校での使用に適合した納入等が可能であるキンパイ商事株式会社でなければ、本件業務の目的を達することができない。

また、既存空気充てん室に据付設置できること、かつ、現行の充てん性能以上を確保できる空気充てん機は、パワーコンプレッサー株式会社製のV540以外になく、同設備に附帯する充てん操作盤の製造は、株式会社ダイビングシステムサービスが有する特殊な技術を必要とするため、これらの府内唯一の販売等代理店はキンパイ商事株式会社のほかに存在しない。

したがって、キンパイ商事株式会社でなければ、本件設備一式（定置式空気充てん機等の製作及び据付設置、法令に基づく申請及び届出、保安教育の実施、既設設備の撤去等）更新業務を履行できず、本件業務の目的を達することができないことから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないと認められるので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社を相手方として随意契約を締結するものである。

なお、上記の理由から特定の者でなければ履行できないものであり、同社から見積書を徴したところ、予定価格の範囲内で価格が適正であると認められるので、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定に基づき、比較見積書の徴取を省略する。

また、契約保証金についても、同社が府内唯一の販売等代理店であり、上記理由から特定の者でなければ履行できないものであり、また、府内消防本部において同種業務の履行実績も豊富であり、かつ、いずれの業務もすべて誠実に履行していることから、契約相手方の債務不履行により本府が受ける損害をてん補するという契約保証金の趣旨に照らし、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるので、大阪府財務規則第68条第6号の規定に基づき、契約保証金を免除する。